

ご準備いただきたい資料と 今後の流れ

このたびは、遺言書作成サポートにお申込みいただきありがとうございます。

遺言書の作成にあたり、まずはご家族の状況や財産の内容を確認しながら、どのような形で財産を残していくかを一緒に整理していきます。

本資料では、今後のご相談をスムーズに進めるために、**ご準備いただきたい資料と今後の流れ**をご案内しています。

POINT

「何を揃えればよいか分からない」場合も、そのまま大丈夫です。
まずは、お手元にある資料をお持ちください。

まず行うこと

ご家族と財産の状況を確認し、遺言を考えるための土台を整理します。

その後の進め方

遺言内容を検討し、原案作成、公証人との調整を経て、公正証書遺言の完成まで進めます。

ご家族・財産に関する資料

すべての資料を最初から揃えていただく必要はありません。お手元にあるものからご準備ください。

※該当しない項目は不要です。

1 ご本人・ご家族について

- 遺言を作成される方の戸籍謄本
- ご家族・推定相続人が分かる資料
- 現在作成済みの遺言書がある場合は、その写し
- 過去に作成した家族関係図等がある場合は、その資料

2 預貯金

- 預金通帳
- 定期預金証書
- インターネット銀行等の残高が分かる資料
- その他、預貯金の内容が分かる資料

3 不動産

- 固定資産税納税通知書・課税明細書
- 登記事項証明書（お持ちの場合）
- 土地・建物の売買契約書等（お持ちの場合）
- 賃貸不動産の場合は、賃貸借契約書等

4 株式・投資信託等

- 証券会社の残高報告書
- 株式・投資信託等の保有内容が分かる資料
- 非上場会社の株式をお持ちの場合は、その会社の決算書・法人税申告書等

5 生命保険等

- 生命保険証券
- 契約内容のお知らせ等
- 死亡保険金の受取人が分かる資料

7 借入金・債務

- 金融機関からの借入金残高が分かる資料
- 不動産ローンの残高証明書等
- その他の債務が分かる資料

6 その他の財産

該当するものがあればお持ちください。

- 貸付金
- ゴルフ会員権
- 自動車
- 貴金属・美術品等
- その他高額な財産

8 過去の贈与

- 過去の贈与税申告書
- 相続時精算課税を利用している場合はその資料
- ご家族への生前贈与の内容が分かる資料

「何を持っていけばよいか分からない」という方へ

まずは、①**固定資産税の課税明細書** ②**預金通帳** ③**証券会社の残高資料** ④**生命保険の資料** ⑤**過去の贈与税申告書**など、お手元にある財産関係の資料をお持ちください。

すべて揃っていないなくても構いません。資料を拝見しながら、相続財産やご家族の状況を一緒に整理し、必要な資料を順番にご案内してまいります。

資料の拝見後は、当事務所で整理・検討を進めます

ご提出いただいた資料とお伺いしたご希望をもとに、遺言書の作成に向けて必要な確認・整理を行います。

両プラン共通のサポート内容

- 推定相続人の確認
- 相続関係の整理
- 財産内容の確認
- 財産一覧表の作成
- 遺留分の基本的な確認
- ご希望に沿った財産の残し方の整理
- 遺言書原案の作成
- 公証人との打合せ・調整
- 公正証書遺言作成までのサポート

相続税設計サポートには 次のサポート内容が加わります

- 相続財産の税務上の評価
- 相続税の概算
- 財産の分け方による相続税額の比較
- 遺留分を考慮した財産配分の検討
- 一次相続・二次相続を踏まえたシミュレーション
- 相続税対策・生前対策の検討

お申込みから公正証書遺言の完成まで

ご相談の内容や財産の状況により、進め方や必要となる資料が異なる場合があります。

STEP 1

資料のご準備・ご提出

まずは、お手元にある資料からご準備ください。確認しながら、追加で必要な資料をご案内します。

STEP 2

ご家族・財産の整理

推定相続人や財産の内容を確認し、相続関係や財産の全体像を整理します。

STEP 3

ご希望の確認・財産の残し方の検討

「誰に、どの財産を、どのように残したいか」をお伺いし、遺留分等も踏まえて検討します。相続税設計サポートでは、相続税の試算や一次・二次相続も検討します。

STEP 4

遺言内容の決定

これまでの検討内容を整理し、遺言書に記載する内容を決めていきます。

STEP 5

遺言書原案の作成

当事務所で公正証書遺言の原案を作成し、内容をご確認いただきます。

STEP 6

公証人との打合せ・必要資料のご案内

当事務所から公証人へ原案を提出し、内容や必要書類について事前に調整します。

STEP 7

公正証書遺言の作成

最終内容をご確認いただいたうえで、公証役場にて公正証書遺言を作成します。

公正証書遺言作成時に追加で必要となる主な資料

遺言内容が決まりましたら、公証人との打合せ・公正証書遺言の作成に向けて、次のような資料をご準備いただきます。

- 印鑑登録証明書等の本人確認資料
- 戸籍謄本等
- 不動産の登記事項証明書
- 固定資産評価証明書等
- 相続人以外へ遺贈する場合、その方を特定するための資料
- 当事務所含め、遺言執行者を指定する場合、指定先を確認できる資料
- その他、公証人から提出を求められた資料

必要となる資料は、遺言内容や財産の状況によって異なります。当事務所から個別にご案内いたしますので、最初からすべてを揃えていただく必要はありません。